

コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画

2022年 4月 1日制定

2023年 4月 1日改正

2024年 4月 1日改正

2026年 4月 1日改正

2026年 7月 1日改正

1. 趣旨

アンテナ技研株式会社(以下、「当社」という。)の公的研究費等の運営に関わるすべての研究員は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学省)、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施する。また、不正を起こさせない組織風土を形成するため、研究員または事務担当者に対し、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的とし啓発活動を行う。

2. 定義

- ・ 最高管理責任者は、代表取締役社長を指す。
- ・ 統括管理責任者は、開発部部长を指す。
- ・ コンプライアンス推進責任者は、開発部課長および営業部シニアエキスパートを指す。

3. コンプライアンス教育について

① 実施体制

- ・ コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育を実施し、統括管理責任者へ報告する。
- ・ コンプライアンス推進責任者は、すべての研究員の受講を管理・把握する。

② 実施時期

原則1年毎に1回(4~6月)、定期的実施する。

③ 対象者

公的研究費等の運営・管理に関わるすべての研究員

④ 受講内容

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ、科学技術振興機構が指定する e-ラーニングプログラム等を受講する。

⑤ 未受講者に対する方策

コンプライアンス推進責任者が、未受講者に対して随時あるいは個別に実施されるコンプライアンス教育を受講するように指導する。

- ⑥ 理解度が低い受講者に対する方策
コンプライアンス教育を再受講するように指導する。
- ⑦ 理解度の把握及び活用方法
コンプライアンス推進責任者及び防止計画推進部署は、受講終了後に、受講者に対して内容を理解したことを確認する。
また、この確認結果は不正防止計画やコンプライアンス教育内容の見直しに活用する。
- ⑧ 誓約書の提出
コンプライアンス推進責任者は、受講者に対し、誓約書(受講修了証)の提出を義務付ける。

4. 啓発活動

- ① 対象者
公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究員又は事務担当者
- ② 実施体制
最高管理責任者の責任の下、コンプライアンス推進責任者が実施する。
- ③ 実施内容
 - ・ 定期的にすべての研究員又は事務担当者に対し、メール等を送付する。
 - ・ 随時、掲示板等へ啓発活動資料を掲示する。

公的研究費についての誓約書

アンテナ技研株式会社
代表取締役社長 藤原 純 殿

私は、アンテナ技研株式会社(以下、「当社」という。)における公的研究費の運営・管理等を遂行するにあたり、次の事項を厳守することをここに誓約いたします。

記

1. 当社の公的研究費に関する諸規程等を遵守します。
2. 公的研究費は適正に運営・管理し、不正に関与しません。
3. 諸規程等に違反して、不正を行った場合は、当社や公的研究費配分機関の処分及び法的な責任を負担します。

以上

年 月 日

所 属 _____

氏 名(自署) _____